

平成 21 年度
第 2 回太子町国民健康保険運営協議会会議録

日時：平成 22 年 2 月 18 日（木）

午後 1 時 25 分～3 時 25 分

場所：太子町役場 第 2 会議室

平成 21 年度第 2 回太子町国民健康保険運営協議会 会議録

1. 協議会の開催日時及び場所

日時：平成 22 年 2 月 18 日（木）

開会：午後 1 時 25 分

閉会：午後 3 時 25 分

場所：太子町役場 2 階 第 2 会議室

2. 協議事項

① 国民健康保険税の賦課限度額の改正について

② 平成 22 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出予算について

3. 委員の出席・欠席

出席委員： 桜井 公晴 服部 千秋
富岡 治彦 寺西 信郎
小田 寛治 山木戸 淑子
松木 功治

欠席委員： なし

4. 事務局

副町長 八幡 儀則
生活福祉部長 丸尾 満
町民課 課長 神南 隆司 副課長 森川 勝 係長 佐々木 信人
税務課 課長 丸尾 清和 係長 古林 淳子

5. 協議会経過及び結果

別紙にて記載する。

1. 開会

2. あいさつ 会長 桜井 公晴、 副町長 八幡 儀則

3. 会議録署名委員の指名

会長が山木戸淑子委員と松木功治委員を指名

4. 議題

① 国民健康保険税の賦課限度額の改正について

丸尾課長：資料に基づき、国民健康保険税の賦課限度額の改正について説明
資料以外の説明として、

ア 低所得者への軽減措置が、応益割合 45～55%にかかわらず保険者（市町村）の判断で7・5・2割の軽減が採用できるようになり、来年度以後の税率改正時で検討することとなる。

イ 被保険者が非自発的な理由により離職した場合等にあつては、在職中の保険料負担と比較して過重とならないよう所要の措置を講じる。条例改正は6月議会に上程

会 長：国民健康保険税の賦課限度額の改正について説明がありましたが、ご質問がございましたらお受けしたいと思います。

会 長：先ほど説明のあった応能・応益割合の50対50が外れるのは確実なのか？

丸尾課長：以前から会長から資産割も含め、応能・応益割合のことについても提言があったわけですが、今の税制改革大綱なり上程されている地方税制改正の中では撤廃という予定であります。あくまでこのとおり国会で議決された場合ですが。

服部委員：低所得者対策、非自発的な理由により離職した場合等について、もう少し説明願います。

丸尾課長：法律に基づいて条例改正することとなるが、今現在でも21年度課税分から非自発的な理由により離職した場合等については減免するよう独自に条例で規定しております。今回、国が後追いで法律により軽減規定を設けるもので、特別調整交付金により補填されることとなります。内容としては、離職された年と離職された翌年を100分の30で計算するもので、例えば所得が300万円あった方が非自発的な理由により離職した場合は、保険税を100万円で計算するというものです。退職者の負担を軽減しようというのですが、納税者有利となることから本町の条例改正は6月議会に上程予定としています。

小田委員：応益割合の見直しをこの3月に見直すということではないのですか？

丸尾課長：この3月に改正させていただこうとしているのは、国民健康保険税の賦課限度額の改正のみでありまして、応能・応益割合の負担割合の見直しについては来年度以降の国民保険税率の見直しの段階で検討していくものと考えています。

会 長：要は、力のある人たちに傾斜をするか、押しなべて行くかは今後の判断ということです。限度額を国が言うとおりに引き上げると応能割合が少し増えるということになり、7・5・2を実施するに当たって限度額を抑えることは止めようというこれまでの運営協議会で話しがありましたが、制度の変更は今後の国保運営に影響を与えるものですので、十分お考えいただきたい。

服部委員：保険税を払えなくてサービスを受けられない人はこういう経済情勢の中、増えているのですか？

丸尾課長：滞納分の徴収率という観点から言いますと、若干徴収率は低下傾向にあります。現年分につきましては新たな滞納者をつくらないという方針で努力しておりますが、徴収率は若干低下傾向にあります。
具体的な割合等については、決算を控えておりますし、数値は持ち合わせていません。

服部委員：全く国民健康保険を利用できない人は何人いらっしゃるのか？

森川副課長：10割負担で医療機関にかかっている方、資格証明書を発行している人数ということでよろしいでしょうか？
12月末現在ですが、資格証明書を発行している世帯として49世帯でそのうち住民票は太子町におかれてはいますが、実際どこに住まわれているかわからない居所不明分が18世帯いらっしゃいます。

会 長：31世帯が資格証明書を発行しているのか？

森川副課長：そうです。

会 長：いずれにしても滞納者は今後全体的に増えていくのは今の暮らし向きから考えて当たり前のことと思うし、税金を納めにくい環境にある限り色々と考えておくべきではないかと思います。今の暮らし向きから考えて税収が上がることは期待できないと思うがどうか？

丸尾課長：個人町民税については、新年度は数千万円減額する予算を組んでますし、国保加入者は増え、絶対額は増えるかもわかりませんが、個人一人当たりの所得は大幅に伸びるとか増額とかは見込めない経済下であろうと考えています。そういった中、先ほど申し上げました非自発的な理由により退職された方などには税額を抑え納めやすくするという制度を6月議会に上程させ

ていただくものです。

会 長：それは急激な激変対策であり、当たり前のことであるが、最近報道されているように、国民負担率が38%から39%に今年度上がるだろうと。所得は減って負担が上がるわけだから、ますます安定した所得がある者以外はなかなか納めたくても納められない人が増えてくる。今回の限度額の改正は所得がある人達が対象であるが、問題は資産割が絡む人がこの中で何人いるかということですね。資産を持っているだけで何にも収入が入らないのに税金だけが増えるということですね。で、何人おるの？

丸尾課長：持ち家ということから言うと、定年退職前後の方はかなりの割合で資産割が発生していると思われます。90 数名の方で計算しておりませんので申し上げられませんが、かなりの高い割合で資産割が影響していると考えます。ただ、個人で資産割があつて収入がない方で限度額が適用される方は普通はあり得ないと思います。医療で資産割20%ということは、資産として100万かかっている方で20万円であつて、個人で固定資産100万円かかっている方はあまりいないと思いますね。

会 長：医療で限度額47万円を50万円に上げるわけで、他の所得との兼ね合いはあるけれど資産割が影響しないわけがないわけで、95世帯について資産割が今すでに影響があるということは今後とも影響するということですね？

丸尾課長：この方々は引き続いて課税限度額で賦課されるのが想定されます。ただ、ある意味この事例は恵まれた収入の方だとは思いますが。収入がなく、市街化農地をたくさんお持ちで資産割で税を押し上げられている方もいらっしゃると思いますが、以前の運営協議会でも議論があつた資産割のあり方については、7・5・2割の軽減も含め、来年度以後の税率改正時で争点になろうと考えます。

会 長：他にございますか？ 無いようでしたら次に予算について説明願います。

② 平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出予算について

森川副課長：資料に基づき、「平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出予算について」説明

資料以外の説明として、平成22年度当初予算の特徴を説明

ア 医療費の伸びを4.8%（平成21年度の月平均に4.8%を乗じ、被保険者数の増減等を加味し、算出）

イ 予算書の16ページ前期高齢者交付金の②前々年度精算として約2億円増加、30ページ後期高齢者支援金等の②前々年度精算として約1億円減少。いずれも平成20年度分の精算によるもので、差し引き約3億円が精算される見込。平成20年度の大規模な制度改正に伴い、平成19年度に国等から通知のありました予算編成上の留意点等を参考に

しながら当町の平成 20 年度予算を見込んだが、結果として被保険者数、給付費額等に大きな差が生じたため。これにより予算書の 38 ページ、一般会計からの繰入を法定繰入分のみとし、一般会計に約 5 千 5 百万円を繰り出すこととしている。平成 20 年度にその他一般会計繰入金いわゆる赤字補填として一般会計が負担した、緊急避難として調達していただいた 2 億 1 千万円の一部を返還するもの。これらの平成 20 年度精算がなかったものとして、仮に平成 22 年度予算を算定すると、約 1 億数千万円のその他一般会計繰入金が必要であり、税率改正による財源の確保が必要。しかし、予算として、表面上その他一般会計繰入金がない状況において、税率改正を行うことは被保険者の理解を得られにくいと判断し、本来の太子町国保の財政の実態は非常に厳しい状況ではあるが、本年度は税率改正を見送ることとした。

会 長：それでは、10 分ほど休憩します。

(休 憩)

会 長：それでは、会議に入ります。何かご意見等ありますでしょうか？

会 長：平成 20 年度に緊急避難的な一般会計の財政出動があったというが、元になったものは一般会計だけではなく、税からも回っていると思うがどうか？

丸尾課長：後期高齢者医療制度の影響もあり、人数の減により、国保税は平成 19 年度と平成 20 年度の決算の調定ベースで約 6 千万円減っております。

会 長：国保税でも平成 20 年度、支援金などで税も上がっている。
予算 1 千円だけ繰入金をしているのがおかしい。後期高齢へ移行された方の分もあり、比較は難しいと思うけれど、平成 20 年度に残った人たちが負担した増えた分はいくらあったのか？

丸尾部長：逆算から言いますと、1 億 7 千万円を一般会計が緊急で都合していただいた。今回 5 千 5 百万円を戻すんですが、残り 1 億 2 千万円、このうち従来から一般会計から支援していただいている 5 千万円程度の支援を引いた 7 千万円が本来の医療に当てるべき、保険税で見なければならぬものと考えます。5 千万円は無理を言って立て替えていただいたものであり、戻すのが当たり前だと思うんですね。

会 長：一般会計だけが戻入で帰ってきて、税を上げた分も大きく関わっており、一般会計にだけ戻すのはおかしいと言っているんやで。今の説明では、当局は税だけ上げという一般会計には戻すけど、住民負担が増えた分については言わないということになると思うが。いずれにしても税を引き上げて

今日の精算になっていると思うが。多大に見込んだかどうかは別にして。

神南課長：後期高齢者支援金に必要なお金は国が負担すべきものと税で賄うものがありますが、実際は合わない。後期高齢者支援分として賦課した税では足りないということは一般会計からいただいているということですね。税がこっちに回っているということではないと思います。

会 長：税がこっちに回ったとは言っていない。精算分で2億円は、税と一般会計の繰入で構成していると言っている。何も税だけが回っているとは言っていない。制度導入時にこれだけの負担をお願いすると言ってきたのであって、後期高齢者に移行される方は安定した年金収入の方が多くこれからが大変だこの場でも話しをした。しかし、実際は一般会計からの繰入だけでなく税を引き上げた。一般会計からの措置だけで賄ったのなら何も言わないが、税を引き上げたということ、住民の負担があったことを忘れるなと言っているのである。なんぼ税を引き上げたんやと言っている。事前に税を引き上げるのではなく、後から精算した方がましやと言っている。

神南課長：当時、平成20年の秋に1億7千万円の穴が開いて、一般会計から支援していただいたんですが、残り1億3千万円の内容は前期高齢者の医療費の支出が増えたもので、後期高齢者は大体1億円で合っているんですね。前期高齢者の方が使われた医療費は当然税を充当していますが、当時は足りず一般会計に支援してもらっているんですね。税を使い切ってしまうんですね。

会 長：しかし、本来そういう風に住み分けが出来るものではない。前期高齢者の医療費が増え、後期高齢者支援金が増えると説明して税を上げている経過がある。それが一体いくらなのかを聞いている。

森川副課長：税率改正の段階では色々なシュミレーションを行います。被保険者の方々に医療費の伸びなどを全てを転嫁、賦課する分、一部を一般会計に負担していただく分について数例行います。平成20年度、平成21年度につきましては、被保険者の方々にご負担いただきながら、一部を一般会計に負担していただく税率改正しております。このため被保険者の方々にご負担いただいておりますが、それを含めても緊急避難的に支援していただいた分については他会計である一般会計に返すのが筋と考えます。

会 長：そういうのなら、以前から一般会計は加味しないと一環して当局は言ってきた。事前、事前に税を引き上げて対応すると繰り返して言ってきた。平成20年度も平成21年度もそうだ。その結果、精算分、予測が立たなかった分についてはその時税を上げるわけにいかないから一般会計から繰り入れた。それは事実であり否定するものではない。事前、事前に引き上げ、一般会計を極力抑えようとしているのがおかしいと言っている。他の自治体は基金を持っているからできるが、太子町ではできないと説明している。

しかし、一般会計でこれだけ負担するから税負担をこれだけにして下さいならわかる。一般会計からの持ち出しを極力ゼロにしようとしていることから始まっているのがおかしい。穴が開いたら一般会計はほっときませんかなと言ってきたが、ほっとかなかったのが今回のケースだとは思いますが、その経過からいうとどちらのお金もあるわけだから、国保に置いといて今後に備える方が大事ではないかと言っているんです。

今後、負担が増え、益々医療にかかりにくくなる状況において、被保険者の負担の軽減を図ることが大事で、太子町におって良かったと思われるよう、引き上げばっかりしないで、一般会計からやったの繰り返しではダメだと思う。今回の予算はそういう風に組み立てられているということで理解はしますが。他の自治体からは笑われるで。

他にありますか？

丸尾課長：先ほど質問がありましたけれども、全体では後期高齢者の移行に伴い調定は減っておりますが、平成19年度と平成20年度を比較した場合一般の現年分で概算1億700万円の税収が増えたところが改正に見合う分ということです。

会 長：他に何かございますか？

それではその他について事務局お願いします。

③ その他

森川副課長：資料に基づき、「特定健診・特定保健指導の状況」について説明

会 長：何かございますか？

山木戸委員：去年11月に集団健診を受けましたが、集団検診の8月、9月というのは結構暑くて、受ける方からするとあまり行きたくないんですよね。時期を変更することは出来ないのでしょうか？

森川副課長：毎年のように交渉します。当然そう思われるのは全ての自治体、事業所で、受けやすい時期4月、5月、6月そして9月の終わりから10月の秋口は取り合いになります。そこへ割り込むのは難しい。

山木戸委員：でも、どうしても行きやすいのは春口、秋口になるんですね、。

森川副課長：以前はもっと暑い7月下旬から8月お盆までだったのが、やっとここへ変わったということを聞いています。こちらを変更するのは非常に難しいことと思いますが、11月の追加検診については、平成20年度は12月だったのを早め、来年度はさらに早めるよう努力しています。

会 長：当然努力すると言わないといかん。取り合いしようが何しようが。それと全国的に見て後期高齢者の受診率も減っていると思うんですね。で、おま

けにメタボリックシンドロームばっかりに特化して、早期発見、早期治療になるかいね？ 先生。

富岡先生：そうです。

山木戸委員：メタボはあまり意味がないと報道されているが、アメリカでは評価していないと言われているが。メタボを調べる効果ってあるのですか？

富岡先生：今やっているメタボぐらいの検診はある程度受けられているんですね。40代50代の専業主婦ぐらいかな？ 少ないのは。他は大抵会社でやっているんですね。病気になったら大抵調べてますわ。メタボ検診自身無理なんですわ。

会 長：専門家の人もそう言われてますし、僕自身も日本人の体型からして小太りした人が早死にするということもなく、こういった人たちは先生がおっしゃるように検診を大体受けられています。メタボに特化したら受ける人は余計少なくなるんですね。65%と線を引いたってお粗末なもので国に物を申さなあかんのや。もっと総合検診的なもので事前に発見して医療費を抑え、自己負担の分も抑えましょう、自分の体を知りましょうとした方が良いと思う。これで率が上がると思えない。時期は考えないといけないけどね。

富岡先生：21%いうたら良い方ではないの？

森川副課長：県下で下から3番目です。

富岡先生：他の市町も力入れてるんやね。

森川副課長：高い市町はまちぐるみ健診の時代から高いですね。

山木戸委員：人間ドックを受けている人は多いと思うんですが。

森川副課長：その人たちの情報を来年からいただけるよう努力したいと考えています。

会 長：人間ドックに類する健診を受けていらっしゃる方は多いと思いますね。他にありますか？
無いようでしたら、今日はこれで終わらせていただきます。

この議事録が真正であることをここに署名する。

平成22年3月24日

議 長

桜井公靖

署名委員

松木 功治

署名委員

山本 淑子